

# 島根県内でLPガスをご利用のみなさま

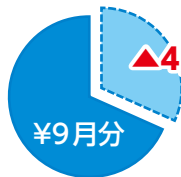
## LPガス料金の高騰に対する **負担軽減**のご案内

ガスメーターを介してLPガスを使用するご家庭や企業等のみなさまは

**最大 4,250** (税別) **円** を値引きします

### ◆ 販売店により 値引きの方法は異なります。

一括で値引く場合



3か月にわたって値引く場合

10月	▲1,500円
11月	▲1,500円
12月	▲1,250円

- ※1. 12月の値引きが最終となります。
- ※2. 最初の値引きがない方は、11月以降の値引きはありません。
- ※3. 転居等で契約が終了している方は、以降の値引きを受けられません。

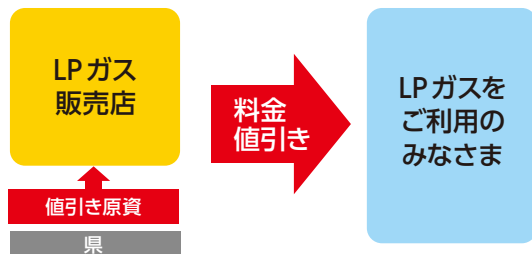
※LPガスの使用料金が、所定の値引き額に達しない場合は、使用料金の範囲内の金額を値引きするため、その全額または合計4,250円にならないことがあります。

### ◆ 令和5年10月請求から 値引きします。

※販売店によっては、9月請求から値引きする場合があります。

### ◆ お客様の 手続きは不要です。

ご不明な場合は、  
お取引のLPガス販売店まで  
お問い合わせください。



- ※1. 島根県が行うLPガス価格高騰緊急対策事業の補助金を原資として値引きを行います。
- ※2. 令和5年9月使用を含んだ検針分の料金が請求される時点で、島根県内のご家庭、店舗、事業所などでガスメーターを通じてLPガスをご利用中のお客様が対象となります。

店 名

住 所

電 話

25m<sup>3</sup>/月 を超えてLPガスをご利用のみなさま

# LPガス価格高騰緊急支援給付金

## 対象者

ガスメーターを介してLPガスを使用するご家庭や企業等で、令和5年1月～9月の間に、25m<sup>3</sup>を超える使用量の月が、ひと月以上ある方

## 支援内容

各月の使用量に応じて給付金を支給します。

$$\text{◆給付金額} = 20\text{円}^{\ast 1} / \text{m}^3 \times (\text{使用量} - 25\text{m}^3)^{\ast 2}$$

- ※1. 9月分の支援単価は半額の10円になります。
- ※2. 25m<sup>3</sup>以下については、別途値引きによる支援が行われています。
- ※3. 上限は120万円/月（9月分は半額の60万円/月）です。

## 支給のめやす

- ・毎月 30m<sup>3</sup> 使用した場合 総額 850円
- ・毎月 50m<sup>3</sup> 使用した場合 総額 4,250円
- ・毎月 100m<sup>3</sup> 使用した場合 総額 12,750円
- ・毎月 600m<sup>3</sup> 使用した場合 総額 97,750円

## 手続き

給付を受けるためには **申請手続きが必要** です。

## 申請期間

令和5年10月2日(月)～令和5年12月11日(月) 必着

## 申請方法

専用の申請書に必要事項をご記入の上、必要な書類とあわせて、「LPガス価格高騰緊急対策事業事務センター」までご送付ください。

## ガスメーターを介さずにLPガスをご利用のみなさま

◆ガスボンベやタンク等でLPガスを購入・使用（工業・農業用、露店など）している場合、別途給付金による支援があります。詳しくはホームページ等をご覧ください。

給付金の申請・お問い合わせ先

## LPガス価格高騰緊急対策事業 事務センター

〒690-0887 島根県松江市殿町 111 松江センチュリービル 3F  
電話：0852-67-3641 FAX：0852-67-3642  
Email：shimane-lpg-kyufukin@sanin-chuo.co.jp  
ホームページ：https://www.shimane-lpg-kyufukin.jp



◀ ホームページ  
QRコード

9月4日(月)  
開設予定